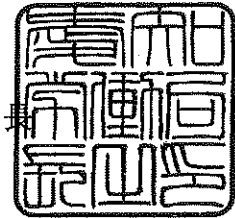


登録教習機関廃止の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年11月6日

愛知労働局 封



- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| 1 名 称     | 株式会社KKG                |
| 2 所 在 地   | 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川29番地 |
| 3 代表者職氏名  | 代表取締役 木下誠一             |
| 4 登 録 番 号 | 第 1 4 5 7 号            |
| 5 登 録 区 分 | 小型移動式クレーン運転技能講習        |
| 6 廃止する年月日 | 令和6年10月31日             |

